

1. 法務大臣認証のかいけつサポート機関

社労士会労働紛争解決センター秋田(以下、「解決センター」といいます。)は、秋田県社会保険労務士会が法務大臣の認証を得て設置し、運営する民間の紛争解決機関(通称ADR機関)です。また、厚生労働大臣指定の個別労働紛争解決機関となっています。

2. 対象とする紛争について

解決センターが対象とする紛争は、労働者とその事業主との間の個別的な労働関係紛争であること(集団的労働紛争は取り扱うことができません。)に限られます。

3. 解決センター利用の方法

解決センターを利用するには、このしおりに記載している秋田県社会保険労務士会内の解決センターに申し出てください。用紙は窓口に着付いてあります。提出された申立書によって、対象となる紛争かどうか確認して、対象となる事案であれば申出を受理致します。

4. 紛争を解決する方法

解決センターでは、紛争当事者の自主的解決の努力を援助する立場で、関係の法律、判例などに精通し、解決実務に経験のあるあっせん委員が解決のあっせんに致します。あっせんは解決センター内のあっせん室で当事者に交互にお話を聴き、助言を行い、必要な場合はあっせん案を示して和解への合意を図ります。

5. あっせん委員の選任について

当事者双方があっせん手続に参加する意思があることが確認されれば、解決センターのセンター長はあっせん委員名簿の中からあっせん委員を指名します。担当あっせん委員は原則として2名です。なお、事案ごとに弁護士の助言を受けるようになっていますので、弁護士があっせん委員に加わることもあります。

上記のあっせん委員は、当会の会員の社会保険労務士の中でも、個別労働紛争など労働問題に精通している専門家として「紛争解決手続代理業務試験」(国家試験)に合格した者に与えられる国家資格の保持者である特定社会保険労務士です。さらに、都道府県労働局の紛争調整委員会の委員経験者や裁判所の民事調停委員の経験者等、紛争解決の実務経験及び能力を有する者です。なお、弁護士があっせん委員に加わる場合は秋田弁護士会の推薦を受けて選任します。

6. 相手方の手続参加の確認

解決センターであっせん申立を受理すると、直ちに相手方へ書面で、あっせんの申立のあったことを通知し、あっせんに参加し紛争解決の意思があるかどうかを確認する期日を定めた文書で諾否の回答を求めます。

相手方があっせんを利用するときは、文書によ

る応諾の回答の他、電話等によって解決センターへ通知することができます。期日まで回答のない場合、また相手方があっせんに参加しないことを明らかにした場合にはあっせんは終了します。

相手方があっせんに参加する意思表示をした場合には、当事者の都合を確認しながらあっせん期日の設定に移ります。

7. 手続きの進行について

あっせん手続の進行は、このしおりの手続概要図が代表的な進行パターンです。手続きの進行は、丁寧に、かつ、公平に行うことを心掛けます。

8. 通知の方法

解決センターからの通知で事案の内容、手続の経過や結果等の書面は簡易書留によります。それ以外の文書は、原則として普通郵便によります。ただし、確認や説明のため必要のある場合は電話等を利用することがあります。

当事者等からの連絡は文書以外の電話、ファクシミリでも受け付けます。

9. 関係書類の取扱いについて

関係書類の取扱いは次によります。

- ① 申立関係文書、手続実施の経緯やその結果の文書及びその関係資料は手続終了後10年間保存し、その後は修復不能な方法により処分します。
- ② 提出された証拠等の原本は原則としてその場でコピーして返却します。

10. 秘密の管理

あっせんの手続は非公開です。又、関係書類も非公開とし、関係者には守秘義務が課されております。

11. 手続途中のあっせん終了について

あっせんは、次の場合途中終了し、あっせん手続が終了した旨を書面で通知します。

- ① あっせん委員があっせん努力を尽くしたにもかかわらず和解に至らず、合意の見込みがないと判断した場合
- ② 当事者からあっせんに継続しない旨の書面での申出のあった場合

12. 費用について

申し立て費用をはじめ、一切の費用は無料です。

13. 苦情の取扱いについて

申し立てられた事案のあっせんの業務について苦情のある関係者は、いつでも苦情申出書によって苦情の申立ができます。申立のあった苦情については、調査の上、解決センター運営委員会が迅速に審理して、その結果を苦情申出者へ書面で通知します。